

七宗町キッチンカー、テントブース出店規定

七宗町役場 ふるさと振興課
七宗移住交流サポートセンター

1. 出店申請

- ・出店を希望する者は、募集期間内に申請書類を主催者に提出してください。
- ・審査の上、許可された店舗のみ、指定された場所にて出店できます。
- ・予定数を大幅に超えた場合は、締め切り日前であっても募集を終了することがあります。
- ・申請に必要な経費については、申請者の負担となります。

1-1. 出店資格

- ・次に該当する者は出店できません。
 - ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
 - ② 破産者であって、復権していない者
 - ③ 銀行取引停止処分を受けている者
 - ④ 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
 - ⑥ 申し込み業種について、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
 - ⑦ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - ⑧ 国税及び地方税を滞納している者
 - ⑨ 暴力団関係者及びその繫がりがあるとされている者
 - ⑩ 政治性、宗教性のある事業者
 - ⑪ その他イベントの円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者
- ・食品を販売する場合は、次に掲げるすべてを満たしていることが条件となります。
 - ① 食品衛生法に基づく営業許可を有していること
 - ② 食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること

1-2. 必要提出書類

- ・出店申請時に必要な書類は次のとおりです。

<全店共通>

- ① 申込書（当方の用意した形式の申込書）
- ② キッチンカーの写真（前-側面、ナンバープレートが確認できるもの）
- ③ キッチンカー、テントの寸法

<飲食物>

- ④ 可茂保健所提出用店舗個票
(但し臨時営業で出店する者は、出店決定後、14日以内に保健所への届け出を完了し、個票の提出をする)
- ⑤ 食品衛生法に基づく営業許可（写し）
- ⑥ 食品衛生責任者証（写し）

1-3. 販売品目

- ・法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと主催者が判断したものは販売できません。
- ・イベント内容によっては販売品目を制限することもあります。
- ・飲食物など、品目によって別途保健所等への届け出が必要になるものもあります。
- ・主催者側では、店舗間での販売品目及び価格等の調整はしません。
- ・個票取扱食品等に記載の品目のみの販売とします。

2. 出店にあたっての注意事項

2-1. 遵守すべき事項

- ・搬入と撤収の時間、利用スペースを守り、申請した内容で営業してください。
- ・出店を取りやめる場合や、申請内容に変更がある場合は速やかに主催者に報告してください。
- ・出店に係る権利は、他人に委託又は譲渡することはできません。
- ・食品衛生法とその他関係法令等、出店規定を守ってください。
- ・出店規定に記載のない事項であっても、主催者が必要な措置と認めたときは、その指示に従ってください。

2-2. 設備・備品

- ・電気、水道、排水は、施設内の物を使用できません。必要なものは各店で用意してください。
- ・食品を扱う場合は、営業許可証を来客に見える場所に提示してください。
- ・飲食物を取り扱う場合やゴミができる商品を販売する場合は、各店でゴミ箱を設置してください。
- ・調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置をしてください。

2-3. 会場の良好な環境づくり

- ・利用スペース周辺は清潔に保ち、騒音、臭気等を発生させないようにしてください。
- ・退去時には、各店舗で出たごみ、排水等すべてのものを持ち帰り、周辺の清掃など原状回復を心がけてください。
- ・会場の物（舗装、植木、その他）を破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに主催者に報告してください。

2-4. トラブルへの対応

- ・出店に際しての事故、苦情等、出店者同士のトラブルにつきましては、主催者は一切関与いたしません。出店者がその責任の一切を追うものとします。
- ・当日、責任者は必ず会場にいてください。
- ・不測の事態が生じた場合、誠実かつ適切な対応と主催者への報告をしてください。

2-5. 情報の発信

- ・イベント当日に、写真や動画の撮影を行い、HP や広報、SNS などで使用する場合があります。
- ・出店者の SNS 等の告知に制限はいたしません。ただし、地方の行政の行うイベントですので、節度のある告知を心がけてください。

3. イベントの中止及び出店の取り消し

- ・当イベントが、天災等の不可抗力で中止となった場合、主催者側は出店者及び関係者の損害を補償しません。

[天災等の不可抗力]

- ・気象状況の悪化（各種警報、注意報の発令）
 - ・熱中症、食中毒の集団発生
 - ・感染症の拡大によるイベント中止の発令
- ・出店する法人又は代表者若しくは個人がこの規定、各種法令、公序良俗に違反している場合、申請内容に虚偽がある場合、イベントの円滑な運営に支障をきたす場合など、出店を許可することが適切でないと思慮されるときは、イベント中でも販売中止を求める場合があります。なお、この場合出店者に損害が生じても、主催者は補填、賠償等の責任を一切負いません。